

豊田市犯罪のないまちづくり活動支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市犯罪のないまちづくり条例（平成18年条例第80号。以下「条例」という。）第7条に規定する自主防犯活動の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(犯罪のないまちづくり活動団体)

第2条 この要綱の規定に基づき、市の支援を受けて犯罪のないまちづくり活動を行う団体（以下「活動団体」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 条例第6条の規定に基づく自主防犯活動登録団体（以下「登録団体」という。）
- (2) 自治区、自治会、コミュニティ会議、PTA、子ども会、高齢者クラブ等のうち登録団体でないもの（以下「地域団体」という。）

(犯罪のないまちづくり活動に対する支援)

第3条 市長は、活動団体が行う犯罪のないまちづくり活動に対して、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 登録団体が行う実地活動（巡回活動及び立哨活動その他、街頭において行う活動をいう。）に必要な物品のうち、別表第1に掲げるものの支給
- (2) 犯罪のないまちづくり活動に必要な情報の提供
- (3) 犯罪のないまちづくり活動として行う研修会に対する支援のうち、別表第2に掲げるもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が犯罪のないまちづくり活動の推進に必要と認めるもの

(物品の支給)

第4条 前条第1号の規定により、物品の支給を受けようとする登録団体は、豊田市自主防犯活動物品支給申請書兼受領書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、別表第1の基準に沿ってその内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で申請に基づき物品を支給する。

(登録団体の活動報告)

第5条 市長は、登録団体に対し、活動状況の報告を求めることができる。

2 前項の報告は、豊田市自主防犯活動団体報告書（様式第2号）によるものとする。

(犯罪のないまちづくり活動研修会支援)

第6条 第3条第3号の規定により、支援を受けようとする活動団体は、豊田市犯罪のないまちづくり活動研修会支援申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で必要な支援を行うものとする。
- 3 市長は、講師料の助成に係る支援を決定したときは、その旨を豊田市犯罪のないまちづくり活動研修会講師派遣決定通知書（様式第4号）により、申請した活動団体に通知しなければならない。
- 4 市の支援を受け研修会を実施した活動団体は、研修会終了後速やかに、豊田市犯罪のないまちづくり活動研修会実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支援物品等の返還）

第7条 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に支給した物品、講師料に係る助成金等の返還を求めることができる。この場合において、物品による返還が困難なときは、当該物品の価値相当の金員により返還することができるものとする。

- （1）この要綱の規定に違反して物品の支給等を受けたとき。
- （2）偽りその他不正により物品の支給等を受けたとき。
- （3）前2号に定めるもののほか、市長が物品の支給等を適切でないと認めるとき。

（委任）

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第 1（第 4 条関係）

自主防犯活動物品支給基準（対象：登録団体）

支給物品名	支給上限数
(1)ベスト	構成人数の範囲内
(2)帽子	
(3)信号灯（バトン）	構成人数の 1 / 3 以内
(4)自動車用マグネットシート	10 枚 / 団体まで
(5)その他	必要最小限の範囲内

- ※ 1 構成人数とは、継続的かつ計画的に 3 人以上のグループで月 1 回以上の活動を実施する者の合計をいう。散歩中等に単独でパトロール等の活動を実施する者の数は含めない。（毎年度実施する「豊田市自主防犯活動団体報告書」記載人数とする。）
- ※ 2 上記基準は年度を単位として、登録団体が支給申請することができる活動物品の上限とする。ただし、年度途中で構成員が増えた場合、(1)(2)の活動物品については、毎年度実施する「豊田市自主防犯活動団体報告書」記載人数に、新たに増えた構成員の人数を加えた数を基準の活動人数とする。

別表第 2（第 6 条関係）

犯罪のないまちづくり活動研修会支援項目（対象：登録団体及び地域団体）

項目名	摘要
講師料の助成	1 活動団体当たり年 5 万円を上限とする。
教材、資機材の貸出し	啓発用ビデオ、パネル類及び見本品
啓発物品の支給	ポケットティッシュその他の啓発物品

豊 田 市 長 様
（取扱い：交通安全防犯課）

年度 豊田市自主防犯活動物品支給申請書兼受領書

防犯活動を実施するため、下記のとおり物品の支給を申請し、確かに受領いたしました。
なお、市長から求められた場合は、豊田市自主防犯活動団体報告書を提出します。

記

1 事業等の目的
犯罪のないまちづくり活動を推進するため

2 支給申請物品

支 給 物 品 名	必要数	支 給 物 品 名	必要数

3 この物品支給申請に係る活動の内容（予定）

（1）構成人数 約 名 活動場所 地内 活動回数 回／月 程度

（2）主な活動内容 ※該当する番号に○をつけてください。

- ① 地域巡回パトロール活動
- ② 通学路等における子どもの安全確保の活動
- ③ 危険箇所の点検
- ④ 防犯広報活動（防犯だよりの発行等）
- ⑤ 地域安全マップの作成
- ⑥ 防犯講習会の開催
- ⑦ 環境美化活動
- ⑧ 防犯灯の点検
- ⑨ その他

※構成人数とは、継続的かつ計画的に3人以上のグループで月1回以上の活動を実施する者の合計をいう。散歩中等に単独でパトロール等の活動を実施する者の数は含めない。

団 体 名

代表者住所

代 表 者 名
(連絡先)

事務局記載	台帳入力

豊田市長 様
 （取扱い：交通安全防犯課）

年度 豊田市自主防犯活動団体報告書

1 団体情報

※団体名の変更がある場合は**朱書き**にて訂正

団体名	電 話	() -
	F A X	() -
	メール	
団 体 所 在 地	〒 ー 豊田市 (アパート名等)	
	※ 上記所在地の該当する項目の□にチェック（レ点） □代表者宅 □区事務所・交流館・学校等	

2 代表者情報

ふりがな	電 話	() -
代表者名	F A X	() -
	メール	
住 所	※団体所在地と同じ場合は記入不要	
	〒 ー 豊田市 (アパート名等)	

3 文書等の送付先及び手段

※ 該当する項目の□にチェック（レ点）

送 付 先	<input type="checkbox"/> 団体所在地	<input type="checkbox"/> 代表者
送付手段	<input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> メール

4 結成単位 ※ 該当する項目の□にチェック (レ点)

<input type="checkbox"/> 自治区 (代表者が区長)	<input type="checkbox"/> 自治区 (代表者が区長以外)	<input type="checkbox"/> 自治区の一部
<input type="checkbox"/> マンション・団地等	<input type="checkbox"/> P T A・育友会等	<input type="checkbox"/> 高齢者クラブ等
<input type="checkbox"/> 事業所	<input type="checkbox"/> その他 (具体的に: _____)	

5 構成人数

人

※ 提出時点における団体所属人数を記入
 (団体所属人数: 原則 3 人以上のグループで月 1 回以上活動する人の総人数)
ベスト等活動支給物品の基礎数値となるため必ず記入

6 昨年度実績
(_____ 年度)

活動延べ回数	回
活動延べ人数	人

7 活動内容 ※ 該当する項目の□にチェック (レ点)

<input type="checkbox"/> 地域巡回パトロール活動	<input type="checkbox"/> 通学路等における子どもの安全確保の活動
<input type="checkbox"/> 危険箇所の点検	<input type="checkbox"/> 防犯広報活動 (防犯だよりの発行等)
<input type="checkbox"/> 地域安全マップの作成	<input type="checkbox"/> 防犯講習会の開催
<input type="checkbox"/> 環境美化活動	<input type="checkbox"/> 防犯灯の点検
<input type="checkbox"/> その他 _____	

活動場所	地内
------	----

8 防犯功労者・団体 推薦の有無 ※ 年度表彰者候補 (団体) の有無

<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※ 「有」の場合は、以下の該当する項目にチェック
◎ 団体・事業所
<input type="checkbox"/> 団体 (結成後 3 年以上経過し、月 2 回以上の活動を継続して実施し、模範と認められる団体)
<input type="checkbox"/> 事業所 (地域と連携した防犯活動を 2 年以上実施し、模範と認められる事業所)
◎ 個人
<input type="checkbox"/> 個人 A (団体の代表者又は類する職に 5 年以上在職し、当該団体の活動推進に功労のあった者)
<input type="checkbox"/> 個人 B (団体の構成員として 7 年以上活動し、当該団体の活動推進に功労のあった者)

御報告いただいた内容については、愛知県又は愛知県警察からの依頼により情報提供する場合がありますのでご承知おきください。なお、情報提供について不都合が生じる場合等がありましたら御連絡ください。
 (豊田市役所 交通安全防犯課 電話: 34-6633)

豊田市長 様
 （取扱い：交通安全防犯課）

団体所在地

団体名

代表者名

連 絡 先	担当者氏名	
	電 話	—
	F A X	—
	E-Mail	

年度 豊田市犯罪のないまちづくり活動研修会支援申請書

年度において、犯罪のないまちづくり活動研修会を実施したいので、下記のとおり申請します。

1 開催予定日	年 月 日 時 分 ~ 時 分 (時間)
2 開催場所	
3 名称	
4 目的	
5 内容	
6 対象者	対象者： 定員： 人
7 講師	氏名： 住所：〒 電話：() -
8 講師料予定額	円（源泉・交通費込み）
9 教材・資機材の貸出し	品名： 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
10 啓発物品の支給	品 名： 数 量： 個 受領希望日： 年 月 日

※実施内容のわかるもの（チラシ・プログラム等）を添付

事務局記載	台帳入力

豊 発 第 号
年 月 日

団体所在地

団体名

代表者名

様

豊田市犯罪のないまちづくり活動研修会講師派遣決定通知書

年 月 日付けで申請のあった犯罪のないまちづくり活動研修会支援のうち、講師派遣については、下記のとおり決定します。

豊田市長

記

1 講師派遣

1 開催予定日	年 月 日 時 分 ~ 時 分 (時間)
2 開催場所	
3 名称	
4 講師	
5 講師料	円 (源泉・交通費込み)

2 注意事項

(1) 事業を実施したときは、速やかに「豊田市犯罪のないまちづくり活動研修会実績報告書（様式第5号）」を提出してください。

(2) 「口座振込依頼書（様式第5号別紙）」を併せて提出してください。

(担当課 交通安全防犯課)

豊 田 市 長 様
（取扱い：交通安全防犯課）

団体所在地

団体名

代表者名

連 絡 先	担当者氏名	
	電 話	—
	F A X	—
	E-Mail	

年度 豊田市犯罪のないまちづくり活動研修会実績報告書

年度において、犯罪のないまちづくり活動研修会を実施したので、下記のとおり報告します。

1 開催日	年 月 日 時 分 ~ 時 分 （ 時間）
2 開催場所	
3 名称	
4 目的	
5 内容	
6 参加人数	人
7 効果・感想	
8 添付書類	研修会の状況写真、当日配布資料

口座振込依頼書

豊 田 市 長 様
(取扱い：交通安全防犯課)

次に掲げる「犯罪のないまちづくり活動研修会」における講師料、講演料又は公演料の支払いについては、下記の口座へ振り込むよう依頼します。

研修会名称 _____

年 月 日

講 師 氏 名 _____

講 師 住 所 〒 _____

講師電話番号 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日

金融機関名（支店名までご記入ください。）
口座番号 普通・当座 No.
フリガナ
口座名（名義人）

※口座は、ご本人名義のものをご指定ください。

問合せ先 豊田市 交通安全防犯課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

TEL 0565-34-6633 FAX 0565-32-3794